自治体による支援

| 自治体による | サービス内容 | 問い合わせ先 |
|--------|--|---|
| 浜田市 | 【対象】 | 地域活動支援課 (0855) 25-9201 |
| 出雲市 | 【対象】 次の条件を全て有している方 ・出雲市内に住所を有し、有効期間内に全ての運転免許を自主返納している。 ・運転免許返納時に70歳以上である ・運転免許返納後60日以内である。 【内容】 市内協力事業者が発行している回数券等5,000円分支給 (1回のみ、バス・タクシー・一畑電車) 【支援制度終了】 令和5年3月31日(金)をもって、本制度を終了します。4月1日以降は本制度の申請はできません。 交付済みの支援品は、制度終了後も有効期限内であれば使用できます。 【対象】 運転経歴証明書をお持ちの方 | 防災安全課 交通防犯係 (0853) 21-6548 |
| | 【内容】 市内の「交通安全協力店」で運転経歴証明書を提示された場合、 店舗ごとの独自サービスを受けることができます。 詳しくは、出雲市ホームページ(「出雲市交通安全協力店」で検索) をご確認ください。 | |
| 安来市 | 【対象】 安来市内に住居を有し、全ての運転免許を免許有効期間内に自主返納した方で、免許返納日から3ヶ月以内に安来市地域振興課窓口で受付をした方 【内容】 「申請による運転免許の取消通知書」あるいは「運転経歴証明書」を持って、窓口で手続きを行うと、イエローバスの運賃が1年間無料となるフリー定期券 (70,000円相当)と2年目以降運賃が半額(200円→100円)となる「広域バス使用料減額証明書」が発行されます。 | 地域振興課 交通政策係 (0854) 23-3069 |
| 江津市 | 【対象】 すべての運転免許証を自主返納した方(年齢不問) 【内容】 運転経歴証明書の提示により、市が運行するバス(生活バスなど)の 乗車運賃が半額 | 地域振興課 (0855) 52-7926 |
| 雲南市 | 【対象】 すべての運転免許証を自主返納した高齢者(65歳以上)等の雲南市民 【内容】 総額2万円以内で、バス・タクシーが利用可能な「優待乗車券」 と「温泉施設入浴回数券」を交付 | 防災安全課 くらし安全室 くらし安全グループ (0854) 40-1027 |
| 奥出雲町 | 【対象】 すべての運転免許を自主返納した65歳以上の奥出雲町民 【内容】 申請により、生活交通サポート券2万円/年(200円単位の金券)を交付。 サポート券は以下に使用でき、自主返納から5年間サポート券を交付します。 2年目からは申請は不要で、直接申請者ご本人に郵送します(総額10万円)。 ・ バス(奥出雲交通) ・ タクシー(奥出雲町内の事業者) ・ 宅配サービス(契約業者) 【条件】 サポート券申請時に運転免許証の取消通知書及び返納した運転免許証の写し が必要です。 | 福祉事務所 (0854) 54-2541 |

| | | 1 |
|-------|--|-----------------------------------|
| 飯南町 | 【対象】 飯南町の住民基本台帳に記録されている方で、運転免許を自主返納し、 町税等公共料金に滞納がない方 【内容】 町内でのタクシー移動に利用できる20,000円分の優待乗車券を交付 (優待乗車券の有効期限は3年間) | 保健福祉課 (0854) 72-1770 |
| 川本町 | 【対象】 川本町に居住する高齢者等で運転免許証を自主返納したもの 【内容】 ① 川本町スクールバス運賃無料(降車時にPASSカードの提示が必要) 有効期限は3年間 ※ PASSカードの発行は、川本町役場窓口において「申請による運転免許 の取消通知書」又は「運転経歴証明書」の提示が必要。 ② 高齢者バスカード等購入補助金交付(R2.4.1~) 石見交通の川本線・江津川本線のバスカード等購入額の5分の4を補助金と して交付。 ※ 役場で申請書、領収書、運転経歴証明書又は「申請による運転免許の取消 通知書」の提出が必要 | まちづくり推進課 (0855) 72-0634 |
| 美郷町 | 【対象】 美郷町内に居住し、H31.3.1以降に運転免許証を自主返納した65歳以上の方 (返納した証明があればH28.4.1まで返納に遡り対象となる。) 【内容】 4万円分のバス、タクシー又はNPO別府安心ネット利用券を交付 | 総務課 (0855) 75-1211 |
| 邑南町 | 【対象】下記の①~④全てに該当する方。 ①運転免許証を所有していない邑南町民(運転免許証を自主返納した方等) ②助成利用可能な居住地区に住所があり、実際に居住している方 ③助成対象時間帯に自家用車等を使用できない方 ④町税等に滞納がない方 【内容】 申請により、片道740円(定額)にて通院、買い物等、自由にタクシーを 利用できるようタクシー利用を助成します。 ただし、利用できる範囲(運行範囲)が決まっています。 | 地域みらい課 (0855) 95-1117 |
| | 【対象】 ①運転免許証を所有していない邑南町民(運転免許証を自主返納した方等) 【内容】 邑南町商工会館で使用できる商品券(2,000円分)を交付。 | 邑南町商工会 (0855) 95-0278 |
| 吉賀町 | 【対象】 すべての運転免許を自主返納した65歳以上の吉賀町民 【内容】 申請により、バス年間利用券を交付。 バスは六日市交通、柿木産業が運行するバスに限ります。 なお、六日市交通が運行する、広域線(日原ゆらら線)は、町内の移動のみ (新畑のバス停まで)有効となります。 【条件】 申請は返納から1年以内で、申請時に「運転免許証の取消通知書」の写し 及び返納した運転免許証の写しまたは、年齢が確認できる書類が必要です。 | 総務課 (O856) 77-1111 |
| 隠岐の島町 | 【対象】 | 観光課 交流交通係 (08512) 2-8575 |